

新旧対照

現行	改正案
<p>(第1条から第9条まで省略)</p> <p>(入院費用の徴収)</p> <p>第10条 市長は、<u>法第31条</u>の規定に基づき、<u>同条</u>に規定する精神障害者、その配偶者又は<u>その民法</u>（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者（以下「入院費用負担者」という。）から当該精神障害者に係る入院に要する費用（以下「入院費用」という。）を徴収する。ただし、入院費用負担者又はその属する世帯の世帯員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている場合においては入院費用の全額を、入院費用負担者が災害その他特別の事情により入院費用の全部又は一部を負担することができないと市長が認める場合においては入院費用の全部又は一部を徴収しない。</p> <p>2 入院費用の月額は、<u>別表左欄に掲げる入院費用負担者の前年分の所得税額</u>（前年分の所得税額が確定していない場合にあつては、<u>前々年分の所得税額</u>）の合算額に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。ただし、その額が、その月における実際に入院に要した費用の額を超えるときは、当該実際に入院に要した費用の額をその月の入院費用の額とする。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(第1条から第9条まで省略)</p> <p>(入院費用の徴収)</p> <p>第10条 市長は、<u>法第31条第1項</u>の規定に基づき、<u>同項</u>に規定する精神障害者、その配偶者又は<u>当該精神障害者と生計を一にする民法</u>（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者（以下「入院費用負担者」という。）から当該精神障害者に係る入院に要する費用（以下「入院費用」という。）を徴収する。ただし、入院費用負担者又はその属する世帯の世帯員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている場合においては入院費用の全額を、入院費用負担者が災害その他特別の事情により入院費用の全部又は一部を負担することができないと市長が認める場合においては入院費用の全部又は一部を徴収しない。</p> <p>2 入院費用の月額は、<u>入院費用負担者について法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院のあった月の属する年度</u>（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあつては、<u>前年度</u>）分の<u>地方税法</u>（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額の合算額を基礎として、<u>別表左欄に掲げる区分</u>に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。ただし、その額が、その月における実際に入院に要した費用の額を超えるときは、当該実際に入院に要した費用の額をその月の入院費用の額とする。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>4 <u>所得割の額は、次に定めるところにより算定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>地方税法等の一部を改正する法律</u>（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の<u>地方税法</u>（以下「旧法」という。）第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及</p>

び旧法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に旧法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除する。

(2) 入院費用負担者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該入院費用負担者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

(3) 入院費用負担者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額を零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除する。

(精神障害者保健福祉手帳の交付の申請等)

(精神障害者保健福祉手帳の交付の申請等に係る添付書類)

第11条 法第45条第1項の規定による申請は、精

第11条 (削除)

神障害者保健福祉手帳新規交付申請書（第10号様式）により行わなければならない。

2 法第45条第4項の規定による認定の申請は、精神障害者保健福祉手帳更新・再承認申請書（第11号様式）により行わなければならない。

3 令第9条第1項の規定による申請は、精神障害者保健福祉手帳障害等級変更・再交付申請書（第12号様式）により行わなければならない。

4 精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者が毀損又は紛失によりその再交付の申請をしようとするときは、精神障害者保健福祉手帳障害等級変更・再交付申請書に当該者の写真を添えて市長に提出しなければならない。

5 市長は、規則第23条第2号に規定する書類の写しが添付された第1項から第3項までの規定による申請については、当該申請者が当該申請者に係る同号に掲げる精神障害を支給事由とする給付を現に受けていること、当該申請者の障害等級及び障害の種類その他市長が必要と認める事項を確認するため日本年金機構法（平成19年法律第109号）第29条に規定する年金事務所等に照会することについての同意書（第13号様式）の添付を求めるものとする。

6 法第45条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、不承認通知書（第14号様式）とする。

7 市長は、令第9条第1項の規定による申請を行った者に対し、障害等級の変更を承認しないときは、不承認通知書を交付するものとする。（手帳の返還及び記載事項の変更に係る届出等）

第12条 法第45条の2第1項又は令第10条の2第1項の規定による返還は、精神障害者保健福祉手帳返還書（第15号様式）に当該手帳を添えて行わなければならない。

（削除）

（削除）

（削除）

市長は、規則第23条第2項第2号に規定する書類の写しが添付された法第45条第1項及び第4項並びに令第9条第1項の規定による申請については、当該申請者が当該申請者に係る同号に掲げる精神障害を支給事由とする給付を現に受けていること、当該申請者の障害等級及び障害の種類その他市長が必要と認める事項を確認するため日本年金機構法（平成19年法律第109号）第29条に規定する年金事務所等に照会することについての同意書の添付を求めるものとする。

（削除）

（削除）

（精神障害者保健福祉手帳の返還及び記載事項の変更に係る届出等）

第12条 法第45条の2第1項又は令第10条の2第1項の規定による返還（以下「返還」という。）は、次に掲げる事項を記載した届出書に当該返還に係る精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）を添えて行わなければならない。

（1）手帳の交付を受けた者（以下「対象者」という。）の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別する

<p>2 令第7条第2項の規定による届出は、<u>精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届出書（第15号様式の2）</u>により行わなければならない。</p> <p>3 令第7条第4項の規定による届出は、<u>転入届出書兼精神障害者保健福祉手帳交付申請書（第15号様式の3）</u>に当該手帳の写し及び当該届出者の写真を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>。（第13条から第25条まで及び附則省略）</p>	<p><u>ための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>対象者以外の者が返還をする場合にあつては、当該者の氏名及び住所</u></p> <p>(3) <u>返還の理由及び当該理由の発生日</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>2 令第7条第2項の規定による届出は、<u>次に掲げる事項を記載した届出書</u>により行わなければならない。</p> <p>(1) <u>対象者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(2) <u>変更した事項</u></p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>3 令第7条第4項の規定による届出は、<u>対象者の氏名、住所、生年月日及び個人番号その他市長が必要と認める事項を記載した届出書</u>に当該手帳の写し及び当該<u>対象者の</u>写真を添えて行わなければならない。</p> <p>（第13条から第25条まで及び附則省略）</p>
---	--

別表（第10条第2項）

<p style="text-align: center;">所得割の額</p> <p>入院費用負担者の 前年分の所得税額</p> <p style="text-align: right;">の合算額</p>	<p style="text-align: center;">費用徴収月額</p>
<p style="text-align: right;">564,000円</p> <p style="text-align: right;">以下</p> <p style="text-align: right;">1,470,000円</p>	<p style="text-align: center;">0円</p>
<p style="text-align: right;">564,000円</p> <p style="text-align: right;">超</p> <p style="text-align: right;">1,470,000円</p>	<p>20,000円。ただし、措置入院に要した費用の額から、他の法律により給付を受けることができる額（法第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が、20,000円に満たない場合は、その額</p>